平成２４年（フ）第１４１号
鹿児島県志布志市志布志町志布志２丁目12番16号、旧本店所在地鹿児島県志布志市志布志町志布志３丁目10番５号
債務者　株式会社タケダ
代表者代表取締役　武元　広善
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神川　洋一
4　破産債権の届出期間　平成24年12月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月７日午後１時30分
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第２１４号
茨城県古河市仁連2061番地15
債務者　株式会社海老沼
代表者代表取締役　海老沼　修
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関　健太郎
4　破産債権の届出期間　平成24年12月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月26日午前10時45分
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１０８２５号
東京都中央区八重洲２丁目８番10号
債務者　株式会社太陽カントリークラブ
代表者代表取締役　高橋　　孝
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北　　秀昭
4　破産債権の届出期間　平成24年12月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月12日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第１２３１２号
東京都豊島区池袋本町４丁目38―６―201
債務者　五味　良治
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　和聖
4　破産債権の届出期間　平成24年11月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年１月10日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２４１０号
神奈川県川崎市高津区上作延377―２―304
債務者　大塚　清治
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八木　　理
4　破産債権の届出期間　平成24年11月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年１月10日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２２８６号
東京都府中市晴見町１丁目25―41　明星ハイツ25―１階
債務者　萩原　弘幸
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市川　浩行
4　破産債権の届出期間　平成24年11月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年１月11日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２１３０号
神奈川県藤沢市辻堂太平台２丁目１番38号辻堂ハイツ105
債務者　佐藤　美加
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石山　晃成
4　破産債権の届出期間　平成24年11月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年１月17日午後２時20分
6　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２２３６号
東京都練馬区貫井１丁目24―14―101
債務者　永野　友記
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹下　洋史
4　破産債権の届出期間　平成24年11月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年１月17日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２２６７号
東京都大田区池上７丁目24―17―105
債務者　西村　常子
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木孝太郎
4　破産債権の届出期間　平成24年11月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年１月17日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２２７０号
東京都足立区鹿浜１丁目11―７
債務者　石井　一夫
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　早川　　学
4　破産債権の届出期間　平成24年11月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年１月17日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２２７４号
東京都新宿区高田馬場４丁目15―２―108
債務者　那須　美夫
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　雪枝
4　破産債権の届出期間　平成24年11月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年１月17日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２２７５号
埼玉県所沢市緑町４丁目43―27
債務者　那須　光則
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　雪枝
4　破産債権の届出期間　平成24年11月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年１月17日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２２８０号
東京都世田谷区三軒茶屋２丁目39―３―105
債務者　當摩　幸秀
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　宏卓
4　破産債権の届出期間　平成24年11月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年１月17日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２３０６号
神奈川県大和市南林間７丁目５―４
債務者　永田　三樹
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関口　明博
4　破産債権の届出期間　平成24年11月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年１月17日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
東京地方裁判所民事第20部